

令和5年度

小型動力ポンプ付積載車
(川尻2)
仕様書

呉市消防局

1 総 則

- (1) この仕様書は、令和5年度に呉市消防局（以下「当局」という。）へ納入する小型動力ポンプ付積載車（以下「車両」という。）のシャシー及び艀装に関する一切に適用するものとする。
- (2) 車両の製作は、本仕様書の定めるところによるほか、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急車両として承認が得られるものとする。
- (3) 受注業者は、消防用車両の安全基準検討会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、ISO 認証取得による品質環境管理システムによって製造が行われるものとする。
- (4) 受注業者は、契約に当たり、この仕様書を了承し、不明な点については、当局担当者に質問し十分に熟知した上で契約するものとする。
- (5) 受注業者は、契約後製作に当たり、この仕様書に疑義が生じた場合は、当局担当者に連絡の上、承認又は指示を受けるものとする。
- (6) 受注業者は、製作に当たり、この仕様書を変更する必要がある場合には、当局担当者との打ち合わせの上、承認を得るものとする。
- (7) 受注業者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施するものとする。
- (8) 受注業者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が生じた場合には、その責任を負うものとする。
- (9) 受注業者は、車両の製作に当たり、小型車としての機能を最大限に発揮できるように、車長、車高及び車幅をできるだけ小さくするものとする。
- (10) 受注業者は、本車両の完成納入時に次の検査を実施するものとし、検査の際には受注責任者を立ち合わせるものとする。
 - ア 走行性能検査
 - イ 車体内外の構造検査
 - ウ 艀装検査
 - エ 取付品、積載品等の検査
- (11) 受注業者は、「消防用車両の安全基準について」に基づき、納入後に納車講習を実施するものとする。
- (12) 車両の保証期間は、納入後メーカーの定めた期間（納入から起算して12か月以上）とする。ただし、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合は、当局の指示により、受注業者において無償で修理又は取替え、その他必要な補償を行うものとする。
- (13) 艀装部分の保証期間は納入後3年間とし、取付品、付属品は、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とする。当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。）が生じたときは、速やかに受注業者の責任において無償で修理、取替え、その他必要な措置を講じるものとする。
- (14) 受注業者は、納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先及び連絡方法を定めて、文書として納入時に提出するものとする。
- (15) 登録手続きは受注業者が代行するものとし、これに要する諸経費のうち、自

自動車重量税，自動車検査登録印紙，ナンバープレート代及び自動車損害賠償責任保険料，リサイクル費用は，当局が別途支払うものとする。

(16) 納入期限

完成車両の納入期限は，令和5年12月18日（月）とする。

(17) 納入場所

呉市消防局（呉市西中央3丁目1番9号）

新規検査及び新規登録を受け，納入するものとする。

2 提出書類

(1) 受注業者は，契約後次の書類をそれぞれ3部ずつ提出するものとする。

ア 製作承認図

イ 製作工程表

ウ 外観5面図

エ 電気配線図

(2) 受注業者は，車両の新規登録後に次の写しをそれぞれ1部ずつ提出するものとする。

ア 自動車検査証

イ 自動車損害賠償責任保険証

ウ リサイクル券

(3) 受注業者は，完成車両の納入時に次の書類をそれぞれ2部ずつ提出するものとする。

ア 車両取扱説明書

イ 整備点検表

ウ 工程写真（塗装後）

エ 完成車両の写真（デジタルデータ可）

前後，左右，左斜め前，上部

（前後，左斜め前の写真は，自動車登録番号を入れる。）

オ その他当局が指示するもの

3 車種及び主要諸元

(1) 車種

ワンボックスタイプ（軽自動車）

(2) 主要諸元

ア キャビン形状 5ドア型（リアドアは両面スライドドア仕様とする。）

イ エンジン ガソリンエンジン

ウ トランスミッション オートマチック

エ 駆動方式 4WD

オ 車両総重量 資機材の積載を含む。

カ 乗車定員	4名
キ 安全装置	バックモニター(ルームミラー一体型とする。)

4 シャシー及び付属品

(1) キャビンの構造

ア 室内座席は運転席及び助手席の2人掛け、荷室内2人掛けとする。

イ 取付装置及び取付品は、別表1のとおりとする。

(2) 付属品

付属品は、別表2のとおりとする。

5 車両装備関係仕様

消防専用電話装置の規格等は、別添の「消防専用電話装置仕様書」のとおりとする。

6 取付装備品

(1) 警音装置

音声合成装置付定格出力50Wのサイレン及び警鐘の擬似音を発し、かつ、拡声装置としても使用できるもので、アンプは運転席センターパネル部又はオーバーヘッド式に取り付け、スピーカーは定格出力50Wのものを散光式警光灯内部へ格納するものとする。

なお、アンプ用ヒューズは容易に交換できる場所に設置(配線等含む。)するものとする。

(2) 広報用CDプレイヤー

広報用CDプレイヤーをキャビン内に堅固で体裁よく取り付けるものとする。

(3) バッテリー関係

全自動のバッテリー充電管理器を接続し、管理器用の外部電源は容易に取り外し可能なマグネット式とすること。

また、バッテリーケーブルは他に干渉及びかみこみ並びにショートを起こさないような構造とすること。

(4) 照明・灯火

ア LED散光式光灯(赤色、直付型)は、二つ折りはしご(以下「はしご」という。)の積載及び使用の支障とならないように取り付けるものとする。

なお、フロントガラスからの視界を妨げないこと。

また、配線は屋内配線とするものとする。

イ LED赤色警光灯を、フロント部分に2個取り付けるものとする。

ウ 室内天井面中央付近に、ドア開閉に連動して点灯及び消灯し、かつ、単独で入切できるスイッチ付きの室内灯を設けるものとする。

(5) ルーフレール

ア 車体屋根部に体裁よく確実に取り付け、別表 2 記載のはしごの荷重に耐えうるものとする。

イ はしごをルーフレール上で確実に固定でき、容易に収納・取り出しができる金具等の固定具を設けるものとする。

なお、はしごの取付け位置は、車体屋根部の左右どちらかに寄せ、後部ドアを開放した状態でも車体等に接触することなく、車体側面から容易に収納・取り出しができること。（当局担当者と協議）

(6) 訓練旗

訓練旗立て金具（内径約 30 mm×長さ 250 mm以上）をキャビン左側面に 1 個取り付けるものとする。

なお、旗棒（訓練旗）は、調整ネジ等により固定できる構造とする。

(7) 荷室内の床面及び天井

荷室内の床面にアルミ製縞板を張ること。

荷室内の天井には、無線機等収納ボックス（AVM本体、デジタル無線等を収納）を荷室内の資機材の活用等に支障がないように取り付けること。

（ボックスの大きさや詳細な位置については、当局担当者と協議）

(8) 可搬ポンプ積載装置

可搬ポンプ積載装置は、積み降ろしが安全かつ容易に行える傾斜式レール仕様とする。

なお、艀装が困難な場合は、その限りではない。（詳細については、当局担当者と協議）

7 塗装及び文字等の記入

(1) 車両の鋼材部分は、錆落とし及び洗浄後、プライマー、パテ、サフェーサーにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色ウレタン塗装により 3 回以上の塗装を行うものとする。塗料は VOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛等）を一切含んでない等の環境を考慮したハイブリッドウレタン塗料を使用するものとする。

(2) 車両前面左側（助手席側）及び車両後方右側（運転席側）に「川尻 2」、運転席及び助手席ドア並びに車両後方右側（運転席側）に「呉市消防局」、運転席及び助手席ドアに「東消防署」と左書きで、文字は白色で記入する。

車体屋根部に対空標示として「呉川積」と縦書きで、文字は白色で記入する。

寸法等については、当局担当者と打ち合わせ、字は丸ゴシック体とし、別添のイメージ図のとおりとする。

8 その他

(1) 電装品等の各配線は、屋内配線とするものとする。

(2) 附属品で型式等の変更が必要な場合は、同等品以上のもので、当局担当者と

協議の上，変更できるものとする。

(3) 完成後の検収は，当局職員と実施するものとする。

(4) 受注業者は，納入前に広島県公安委員会へ緊急車両届け出確認証を提出し，承認を受けるものとする。

(5) 完成検査は，納車場所で行うものとし，納車場所への運搬費は受注業者が負担するものとする。

- 9 問合せ先 車両に関すること
呉市消防局
警防課警防調査係
TEL (0823) 26-0312
担当：平岩・屋敷
- 契約に関すること
呉市消防局消防総務課管理係
担当 近藤・別府
TEL (0823) 26-0304

「取付装置」

品 名	備 考	数 量
消防専用電話装置		1式

「取付品」

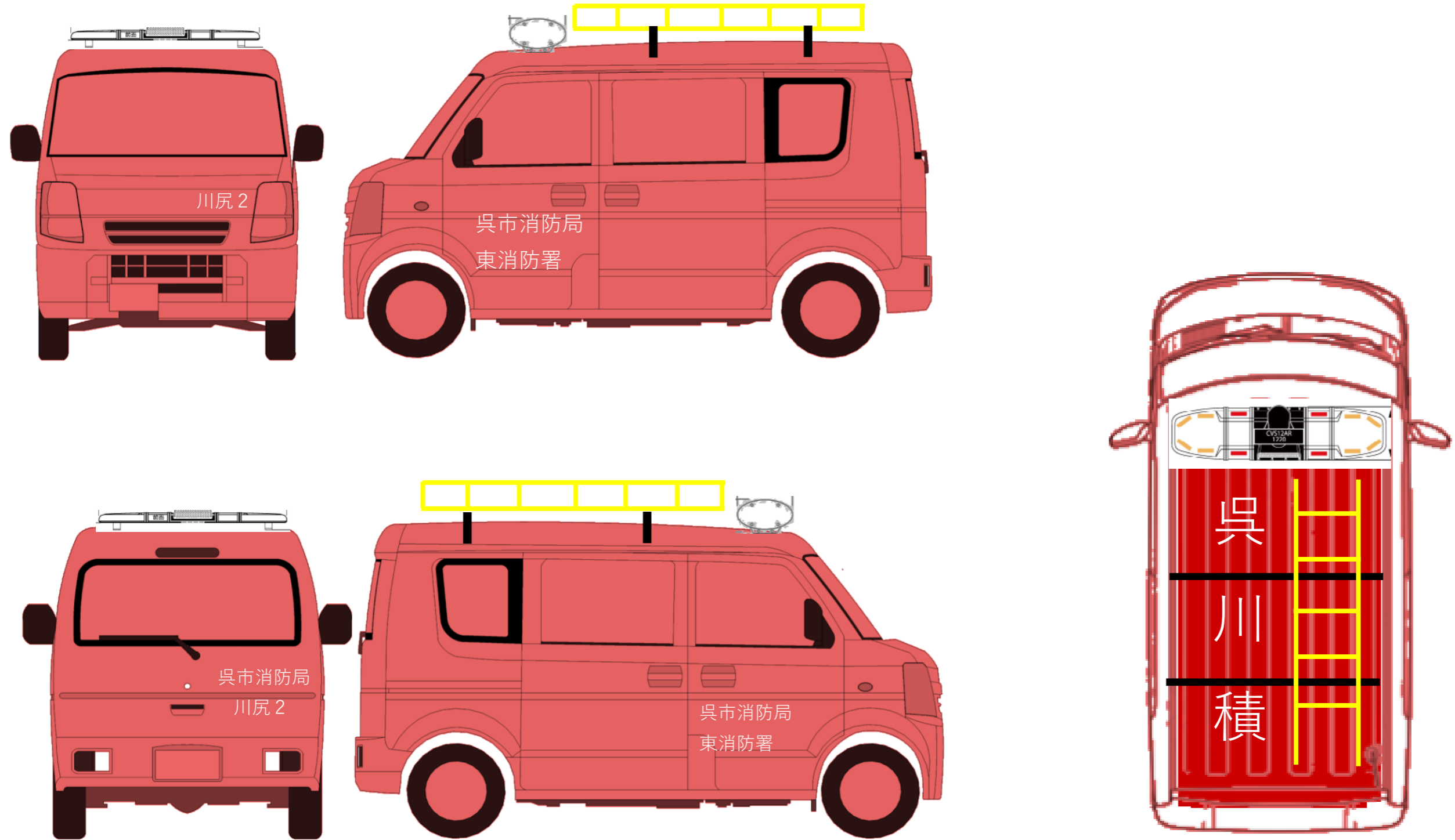
番 号	品 名	備 考	数 量
1	散光式警光灯	L E D (WHELEN CVS8R920)	1 式
2	前部赤色警光灯	L E D (WHELEN WIONB 12V 黒色)	2
3	電子サイレン	アンプ：TSK-D151 スピーカー：50W (散光式警光灯内臓) 同一性能以上	1 式
4	路肩灯	保護枠付き L E D 左右 各 1	2
5	室内灯 (キャビン内)	L E D (遮光幕付き)	1 式
6	マップランプ	L E D	1
7	ドライブレコーダー	設置位置：バックミラー付近, ドライブカメラ製 (WITNESS IV), SDカード32GB×2, USB付き, 前方向, セットアップ含む ※詳細は別途協議	1 式
8	バッテリー充電管理器	マグネット電池ソケット	1 式
9	広報用CDプレイヤー	キャビン内	1
10	座席用ビニールカバー	運転席, 助手席, 後部座席	
11	泥よけ		1 式
12	ルーフレール	車体屋根部 (二つ折りはしご用)	1 式
13	二つ折りはしご固定具	当局担当者と協議	1 式
14	傾斜式レール (可搬ポンプ用)	当局担当者と協議	1 式

別表 2 「付属品」

番 号	品 名	備 考	数 量
1	消火器	自動車用 (A B C 粉末1.8kg型)	1
2	フロアーマット	ゴム製	一式
3	車輪止	防滑式 (ゴム製・黄色)	1
4	標準工具 (車両の大きさに対応)	片手ハンマー	1
		モンキー	1
		プライヤー	1
		組スパナ	1
		ドライバー (+, -)	1
5	スタッドレスタイヤ	ホイール付き	一式
6	タイヤチェーン	駆動輪左右, シングル	一式
7	可搬ポンプ	C 1 級	1
8	吸管	大阪ゴム WSK 200 呼称 65mm×長さ 10m以上・ AC・ソフト 吸口エルボ AS-75SW	1

番 号	品 名	備 考	数 量
9	吸口ストレーナー		1
10	吸管ストレーナー		1
11	吸管円盤形ストレーナー		1
12	吸管ちりよけ籠		1
13	吸管まくら木	合成ゴム製	1
14	吸管ロープ	10mmφ×15m	1
15	消火栓開閉金具	バルブキー（長さ1,200mm・反射テープ付き） 地上式開閉金具・T型消火栓キー（2） 防火水槽・消火栓蓋専用開閉器具（日之出水道）	一式
16	管そう	セレクトオート・Gフォースノズル	1
17	とび口	1.5m	2
18	金てこ	長さ1,000mm以内	1
19	万能斧		1
20	ホースバック		5
21	分岐管	YONE製2バルブ型 65mm×50mm:65mm（マルチ）	1
22	はしご（二つ折りはしご）	関東はしごSUS製 K-1-36（全長3,600mm）	1
23	トランシーバー	ICOM IC4110同等品以上	4
24	拡声器	TS-523R（電池付） （キャビン内天井に、ワンタッチ取付）	1
25	強カライト	サバイバーLED型（標準セット）：099	2
26	作業灯（LED、マグネット式）	200ルーメン以上	2
27	デジタルカメラ（液晶画面付き）	リコー WG-80	1
28	ずぼら充電器		1
29	消防ホース	キンパイ製 65mm×20m 1.6MPa・AC付（SP-H-A）	10
30	特殊消防ホース	キンパイ製 65mm×20m 2.0Mpa・AC付（SP-H-S）/カラー赤	2
31	消防ホース	キンパイ製 50mm×20Mpa 1.6Mpa（SP-H-A）	6
32	特殊消防ホース	キンパイ製 50mm×20Mpa 1.6Mpa（プロファイターA）	4
33	空気呼吸器	ライフゼム A1-12（CS），ボンベ730CⅢ（A）Z 首掛け紐，ボンベカバー，面体カバー付き	3
34	訓練旗	横700mm×縦500mm以上 旗棒（金属製）付き	1
35	消防署マーク	フロント中央部取付け（直付け又は当板取付け。）	1

川尻2号車 イメージ図



令和 5 年 度

消防専用電話装置仕様書

(川尻 2)

呉 市 消 防 局

消防専用電話装置仕様書（川尻 2）

この仕様書は、小型動力ポンプ付積載車（川尻 2 号車）に搭載する消防専用無線装置（無線用スピーカー及び無線用アンテナを含む。）の構成、配置、取付け等に関する一切に適用するものとする。

1 装置の構成及び配置

装置の構成及び配置の詳細については、当局担当者（以下「担当者」という。）と協議すること。

(1) 無線機一式（移設対象）

無線機一式を移設対象とするが、機器間を接続する上で、不足するケーブル等があれば、受注者の責において全て調達すること。

ア 無線機本体（富士通ゼネラル製）

イ 送受信器及び受台

ハンドセット型 1 組を設置すること。

(2) 無線用アンテナ一式（共用器含む。）

260MHz 帯デジタル無線用ダイバーシチアンテナを離隔 1.5m 以上で 2 本設置すること。

(3) 無線用スピーカー

埋込み型 1 個を車両艀装時に設置すること。ただし、使用車両の形態等により埋込みの設置が不能となる場合は、担当者と協議すること。

(4) 共用電源スイッチボックス

共用電源スイッチボックス 1 個を車両艀装時に設置すること。

(5) 電源電圧変換装置

車両バッテリーから定格電圧を安定供給できること。

(6) 給電線一式（同軸ケーブル含む。）

規格品を車両艀装時に設置すること。

(7) 電源配線一式

車両艀装時に設置すること。

(8) 無線機等収納ボックス

荷室の天井に吊り下げ式の無線機等収納ボックス 1 台を、車両艀装時に荷室内の資機材の活用等に支障がないように設置すること。

同ボックスは、無線機本体と車両運用端末装置の本体が収容できる寸法であること。

同ボックスに収容される装置や配線の保護が考慮されていること。

(9) 車両運用端末装置一式（移設対象）

車両運用端末装置一式を移設対象とするが、機器間を接続する上で、不足するケーブル等があれば、受注者の責において全て調達すること。

ア 本体（富士通ゼネラル製）

イ ディスプレイ

ウ ネットワーク機器一式

2 機器の取付け等

- (1) 無線機及び車両運用端末装置の取付けについては、キャビン内前部の運転及び活動上の支障がない位置とし、その他の機器についても、容易に使用、保守点検等ができる位置に取り付けること。
- (2) 装置として当然備えていなければならない構成物品は、本仕様書に記載がないものについても具備していること。
- (3) 配線等は、耐摩耗等の措置を講じ、端末ではそれぞれ長さに余裕を持たせ、取付け前に無線設置業者及び担当者と協議すること。
また、配線等の敷設には、極力内張り内を経由するものとし、やむを得ず露出する配線については、収束及び修飾処理を施すこと。
- (4) 車両艤装及び機器の取付け(車両運用端末装置と車速センサーの接続を含む。)は、取付け前に車両運用端末装置設置業者と調整すること。
また、その他変更が必要な場合はこれも含むものとし、担当者と協議すること。

3 検収及び保証

本装置納入後、担当者による検収を行い、以後1年以内に製作又は取付け不良によると認められる故障が生じたときは、速やかに修理を行うものとし、修理に要した費用は受注者の負担とする。

4 仕様書の解釈

本仕様書の解釈について疑義を生じた場合は、速やかに担当者と協議することとし、その決定に従うこと。

消防専用電話装置に関すること

【担当】

呉市消防局 警防課 指令第1・2係
岡村・金原

電話番号 0823-26-0119

契約に関すること

【担当】

呉市消防局 消防総務課 管理係
近藤・別府

電話番号 0823-26-0304